

居宅介護支援の特定事業所集中減算に係る

正当な理由の取扱いについて

1. 下記のいずれかに該当する事業所

- ①特別地域居宅介護支援事業所加算の算定事業所
- ②判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画数（以下ケアプラン数）が20件以下の事業所
- ③対象サービスを位置付けた1月あたりの平均ケアプラン数が10件以下の事務所
- ④居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において、対象サービスが各サービスごとでみた場合に、事務所数が5事業所未満である事業所

「通常の事業実施地域」

居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業実施地域とする。

なお、市町村若しくは合併前の旧市町村単位とし、その地域内に概ね利用者の90%以上が所在していること。

※通常の事業実施地域は、各判定期間の開始日の前日で判断する。

ただし、判定期間の途中で通常の事業実施地域を拡大している場合は、各判定期間の末日で判断する。

「事業所数」

各判定期間開始日の前日（前期は2月末、後期は8月末）の事業所数

2. サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定事業者者に集中していると認められる場合

※理由①・②のいずれかに該当するプランを除いて再計算すると80%以下となる場合

- ①紹介率最高法人の訪問介護事業所のうち、特定事業所加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれか）を算定している事業所を記載しているプラン
- ②各サービスの紹介率最高法人の事業所のうち、当該年度を含めて3年度以内に福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果を独立行政法人福祉医療機構のWAM-NETに公表しており、その評価項目のうち、a評価が50%以上の事業所を位置付けたプラン

※公表結果を印刷の上、添付してください。

※本県における福祉サービス第三者評価の対象は、社会福祉法第2条に定める第1種及び第2種社会福祉事業となっており、そのうち「内容評価基準」の受審が可能なサービスに限ります。

3. その他の正当な理由と市町村長が認めた場合

※理由①～⑤のいずれかに該当するプランを除いて再計算すると80%以下となる場合

- ①判定期間中に、他の居宅介護支援事業所の閉鎖等により引き受けざるを得なかった利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置付けたプラン
- ②市町村等行政機関（地域包括支援センターを含む）から、高齢者虐待などの困難事例の計画作成の依頼を受けた場合の利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置付けたプラン
- ③災害等のやむを得ない理由により、サービスを提供できる事業所が限定された等の利用者のプランのうち、紹介率最高法人の事業所を位置付けたプラン
- ④通所介護・地域密着型通所介護のいずれかについて、紹介率最高法人の事業所を選んだ理由が、居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域内において、利用者の居宅から概ね半径3km以内に、紹介率最高法人の事業所以外に他の事業所がないということが、アセスメント又はケアプラン等に明記されている者のケアプラン
- ⑤紹介率最高法人の訪問介護事業所のうち、通院等乗降介助を算定する事業所があり、通院等乗降介助を記載しているプラン

⑥利用者から該当サービスを利用したい旨の確認書の提出を受けており、その内容から利用者の希望により特定の事業者集中していると認められる場合

※判定期間中の紹介率最高法人における全利用者（亡くなった方を除く）のうち、90%以上の利用者から確認書（別紙様式）の提出を受けるとともに、その提出された確認書のうち、利用者の希望により適正に事業所が選択されていると判断できる割合が90%以上の場合とする。

（例）紹介率最高法人における利用者の状況（訪問介護）

月	利用者	利用者数
9月	A・B・C・D・E・F・G	7
10月	A・B・C	3
11月	A・B・C	3
12月	A・B・C（※）	3
1月	A・D・F・G・H・I・J	7
2月	A・D・E・H・I・K・L	7

※Cさんは現在亡くなっている。

訪問介護における紹介率最高法人を位置付けた利用者の状況が上表の場合、全ての利用者は、「A・B・D・E・F・G・H・I・J・K・L」の「11名」となります。（Cさんは亡くなっているため除く）

したがって、「11名×90%=10名（端数切上）」の確認書が必要になります。

仮に、10名から確認書の提出があった場合、「10名×90%=9名（端数切上）」が適正に事業所を選択されているものと認められる必要があります。

※確認書は、事業所保管とし、市へは確認書の記載内容を一覧表に転記して提出すること。

【2, 3で除外して再計算をする場合の計算式】

(例：訪問介護で紹介率最高法人が特定事業所加算を算定している)

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{特定事業所加算を算定している訪問介護を} \\ \text{位置付けた計画数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{特定事業所加算を算定している訪問介護を} \\ \text{位置付けた計画数のうち、紹介率最高法人} \\ \text{を位置付けた計画数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{訪問介護を位置付けた計画数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{訪問介護に係る紹介率最高法人} \end{array} \right]} \times 100$$

4. 判定を要しない事業所

①各判定期間中に新規に指定された居宅介護支援事業所

(ただし、法人変更による新規開設等で、事業内容等にほとんど変更のない場合は除く)

②判定期間中に休廃止になった居宅介護支援事業所

5. その他注意事項

「正当な理由」の要件を形式的に満たした場合であっても、市が実施する実地指導により、サービス提供の実態がいわゆる「困り込み」など不相当と判断された場合には、減算の対象となるとともに、判定の内容に不正や虚偽があった場合には、介護保険法第84条第1項第4号及び第6号の規定により、指定が取り消されることもありますので、判定に当たっては遺漏のないようにお願いします。

(例)

- ・ 特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、契約居宅介護支援事業所間で利用者を交互に変更している。
- ・ 特定事業所集中減算の適用を受けることから、正当な理由なく他居宅介護支援事業所を紹介した。又は利用申込を拒否した。
- ・ 特定事業所集中減算の適用を免れるため、「通常の事業実施区域」を利用者の状況から鑑みて不適切に設定している。など